

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け
住宅における事故報告取扱基準

1 市に報告すべき事故

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「老人ホーム等」という。）において、入所者又は入居者（以下「入居者等」という。）に対するサービスの提供（介護保険適用サービスを除く。以下「提供サービス」という。）により事故が発生した場合には、当該老人ホーム等の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、速やかに入居者等の家族及び関係者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には速やかに損害賠償を行うこと。

あわせて、事故の種別が次のいずれかに該当するときは、事業者側の責任や過失の有無を問わず、事故として遅滞なく市の担当課へ報告すること。

（1）提供サービスによる、入居者等の怪我・誤嚥・異食の発生

医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

※職員が同行した外出時（送迎を含む）の事故も含む。

※医師により治療が不要と診断された場合は、報告対象外とする。

（2）死亡事故

事故が原因により死亡した場合又は、原因に関わらず、死亡後に相当期間が経過した後に発見した場合。

※医師の診断により、明らかに病気が原因であった死亡の場合は報告対象外とする。

（3）失踪

入居者等の所在が不明となった場合。

※老人ホーム等の敷地内・併設施設内で見つかった場合は報告対象外とする。

（4）その他、市長が報告することを必要と認める事故

2 報告方法

事故報告書の報告方法は、原則電子申請サービスのみとする。

電子申請サービスアドレスURL

<第1報>

https://apply.e-tumo.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=36344



<第2報>

https://apply.e-tumo.jp/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=36345



3 報告等期限

(1) 第1報は、事故発生後3日以内に倉敷市へ報告すること。ただし、当該事故が重大なものである場合は、まず、電話等によりその概要を報告すること。

(2) 第2報は、事故発生日より1か月以内に事故後の経過及び再発防止への対応・改善策を倉敷市へ報告すること。ただし、事故発生後1か月を経過しても事故が完結していない場合は、報告日現在の進捗状況等も記載すること。

※第1報、第2報は同時に報告しないこと。それぞれの期限内の状態及び経過等を報告すること。

4 報告に関する補足事項

(1) 入居者等が、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス対象者の場合は、介護サービス等の提供に係る事故報告基準に基づき、倉敷市保健福祉局指導監査課へ報告すれば、当基準に基づく報告は不要とする。

(2) 養護老人ホームで発生した事故で、本市以外の市区町村の措置による入所者に係る事故については、当該市区町村へも報告すること。

(3) 報告対象に該当するか不明の場合は、担当課へ問い合わせること。

5 報告に対する市の対応

市が必要と判断した場合は、事業者への調査及び指導を行うとともに、入居者等に対して事実確認等を行う。

6 担当課

老人ホーム等の種別ごとの担当課は次のとおりとする。

養護老人ホーム

倉敷市保健福祉局社会福祉部福祉援護課（本庁1階）

電 話 086-426-3321

軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課（本庁1階）

電 話 086-426-3315

サービス付き高齢者向け住宅

倉敷市建設局建築部住宅課（本庁6階）

電 話 086-426-3531